○国家公安委員会告示第五十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年九月一日付けをもつて次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成二十四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月二十二日

国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　上川　陽子

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N17—30	ＬＫＤ63 ＥＬＫＤ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N17—31	ＬＫＤ43 ＥＬＫＤ43	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N17—32	ＬＭ032 ＥＬＭ032	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N17—33	ＬＡＥ032 ＥＬＡＥ032	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N17—34	ＬＭＡ033 ＥＬＭＡ033	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N17—35	ＬＭＡ633 ＥＬＭＡ633	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N17—36	ＬＴＡ63 ＥＬＴＡ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N17—37	ＪＬＪ03 ＪＥＬＪ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　N17—38	ブリヂストンアシスタ Ａ97	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N17—39	ブリヂストンアシスタ Ａ98	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N17—40	ブリヂストンアシスタ Ｂ９	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N17—41	ブリヂストンアシスタ Ｂ10	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N17—42	ブリヂストンアシスタ Ｂ11	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N17—43	ブリヂストンアシスタ Ｃ８	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N17—44	ヤマハパス Ｘ０Ｕ４	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N17—45	ヤマハパス Ｘ０Ｕ５	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N17—46	ヤマハパス Ｘ０Ｕ８	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N17—47	ヤマハパス Ｘ０Ｕ９	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N17—48	ＴＯＹＯＤＡ　ＴＲＩＫＥ－ΩＳＲ ＳＴ10－ＳＲ	豊田ＴＲＩＫＥ株式会社 東京都港区南青山５－４－51シャトー青山第１＃602
交　N17—49	ＴＯＹＯＤＡ　ＴＲＩＫＥ－ΩＬＲ ＳＴ10－ＬＲ	豊田ＴＲＩＫＥ株式会社 東京都港区南青山５－４－51シャトー青山第１＃602

○国家公安委員会告示第五十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により平成二十九年九月一日付けをもつて次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成二十四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月二十二日

国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　上川　陽子

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A17—30	ＬＫＤ63 ＥＬＫＤ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A17—31	ＬＫＤ43 ＥＬＫＤ43	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A17—32	ＬＭ032 ＥＬＭ032	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A17—33	ＬＡＥ032 ＥＬＡＥ032	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A17—34	ＬＭＡ033 ＥＬＭＡ033	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A17—35	ＬＭＡ633 ＥＬＭＡ633	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13
交　A17—36	ＬＴＡ63 ＥＬＴＡ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13—13